

私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律の一部改正に伴う特約条項の読み替えについて

私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年第100号）が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、既に締結している契約の特約条項のうち「談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」部分について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項 （下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（談合その他不正行為に係る解除）</p> <p><b>第2条</b> 目黒区（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）（乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合は、その代表者又は構成員）が契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する<u>排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）</u>が確定したとき。</p> <p>(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）<u>が</u>刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2から6（現行のとおり）</p> <p>（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）</p> <p><b>第3条</b> 乙は、契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する</p>	<p>（談合その他不正行為に係る解除）</p> <p><b>第2条</b> 目黒区（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）（乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合は、その代表者又は構成員）が契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第65条又は第67条の規定による審決（<u>独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。</u>）を行い、<u>当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）</u>。</p> <p>(2) <u>公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が独占禁止法第50条第5項の規定により、確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）</u>。</p> <p>(3) <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p>(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）<u>が</u>刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2から6（略）</p> <p>（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）</p> <p><b>第3条</b> 乙は、契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する</p>

か否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、前条第1項第2号のうち、乙の刑法第198条に定める刑が確定した時は、この限りではない。

2から4（現行のとおり）

か否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるときは、この限りでない。

2から4（略）